

総長の業務執行状況の確認に関する申合せ

令和3年1月26日
総長選考会議

以下の要領で総長の業務執行状況の確認を行う。

- 総長就任1年目は、就任後半年程度経過した時点における業務の執行状況について総長からヒアリングを実施する。
- 総長就任2年目から総長就任6年目までは（総長就任4年目は除く。）、前1年間の業務の執行状況について総長からヒアリングを実施する。
- 総長就任4年目に行う中間評価においては、総長からヒアリングを実施し、総長就任後3年間の業務執行状況の総合的な評価を行い、その評価結果を本人に提示し、今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該評価結果を公表する。
- 必要に応じ、監事からの意見、経営協議会及び教育研究評議会における審議の状況等を参考にするものとする。